

【定住自立圏連携協定】医療的ケア児支援のための連携推進概要

1 趣旨

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」）が、その心身の状況に応じて適切な支援を受けられるよう、関係市町村が効率的・一体的に取り組むことにより、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の連携の推進を図る。

2 課題

医療技術の進捗等を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児が増加。

医療的ケア児が在宅生活を維持していくためには、関係機関の緊密な連携による対応が求められる。→ 支援体制の整備が必要

3 法に基づく市町村の取組

保健・医療・福祉・保育・教育等の連携を図る協議の場の設置及び医療的ケア児に関するコーディネーターの配置

（平成28年6月3日付け関係府省部局長連名通知「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」により令和5年度末までの努力義務）

【保健・医療・福祉・保育・教育等の連携を図る協議の場】

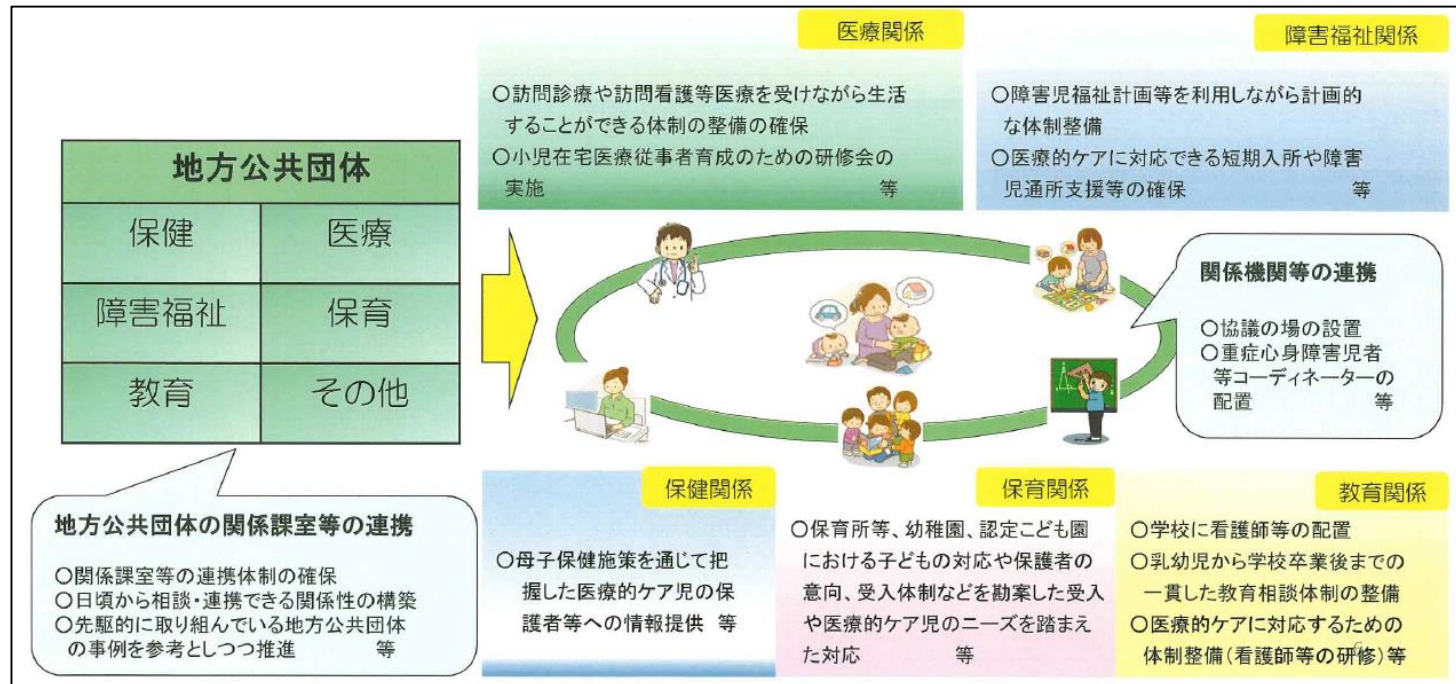
医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等が、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る。

関係機関

市町村保健担当、障害児支援事業所、小児科、訪問看護事業所、養護学校など

【医療的ケア児に関するコーディネーター】

医療的ケア児が抱える課題は、多分野にわたり、必要なサービスも多岐にわたることから、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児及びその家族をつなぐ役割を担う。



4 定住自立圏域連携協定による取組（令和3年4月1日）

中心市と関係町村が連携協定を締結し、医療的ケア児が、その心身の状況に応じて適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・保育・教育等の各関連分野の連携の推進を図る。

【事業】医療的ケア児支援連携推進事業

【内容】○医療的ケア児に関わる関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。

○医療的ケア児に対する各関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置等について検討を行う。